

十条西ブロック 第12回ブロック部会 議事要旨

開催日時	平成 21 年 7 月 28 日 (火) 午後 7 時～8 時
開催場所	十条駅西口再開発相談事務所
出席者	部会役員：栗橋部会長、石原副部会長、竹内役員、山崎役員 (欠席；渋井役員、丹治役員、茶花役員) 事務局：飯塚十条まちづくり担当課長、長部、佐藤 コンサル：都市計画同人・立野
参加者	13 名 (部会役員を除く)
議題	1. 公園整備のためのワークショップ(第 3 回)

議事要旨

説明・報告

- コンサルから公園に求められている役割、第 2 回ワークショップで出された公園計画案のまとめ、公園整備にあたっての配慮事項の説明が行われた後、公園計画案が提示されました。
- コンサル案が提示された後、いくつかの要望事項が寄せられ、この要望事項について参加者間での話し合いを行いました。
- 最終案については、要望事項について北区の工事課と調整を行い、最終案を決定することになりました。



【第 12 回十条西ブロック部会の様子】

議事録

-----部会長あいさつ-----

考えてみると、6 箇所目となる公園整備が進められる十条西ブロックは幸せだと思います。すぐ近くには、この地区よりも危険な地区があります。それを考えると、この地区は本当に恵まれていると言わなければならない。

前向きに住み良いまちづくりを進めようと、区の方も色々と検討していますので、将来のことを考えて、忌憚のない意見交換をしたいと思います。

-----コンサルからの説明-----

公園として所得した土地の面積は約 190 平方メートルありますが、カギザク状に屈折した部分や南側の二項道路の整備により、公園としての面積は約 167 平方メートルになります。

今回の公園に求められる役割としては、防火水槽とマンホールトイレを設置することで防災施設としての機能を果たす点がまず挙げられます。この点については、これまでのワークショップで皆様のご理解が得られたと思います。

その他の役割としては、幼児の遊び場として芝張りの空間を確保する。休憩施設としてベンチや腰掛け藤棚、花壇用のプランター、水飲み場などを設置する。更に近隣の方への配慮として、境界沿いには垣根を設けるほか、防犯灯を設置するといった点が、確認されたと思います。

第2回のワークショップで作成していただいた3つの案をもとにして、計画案をまとめさせていただきました。

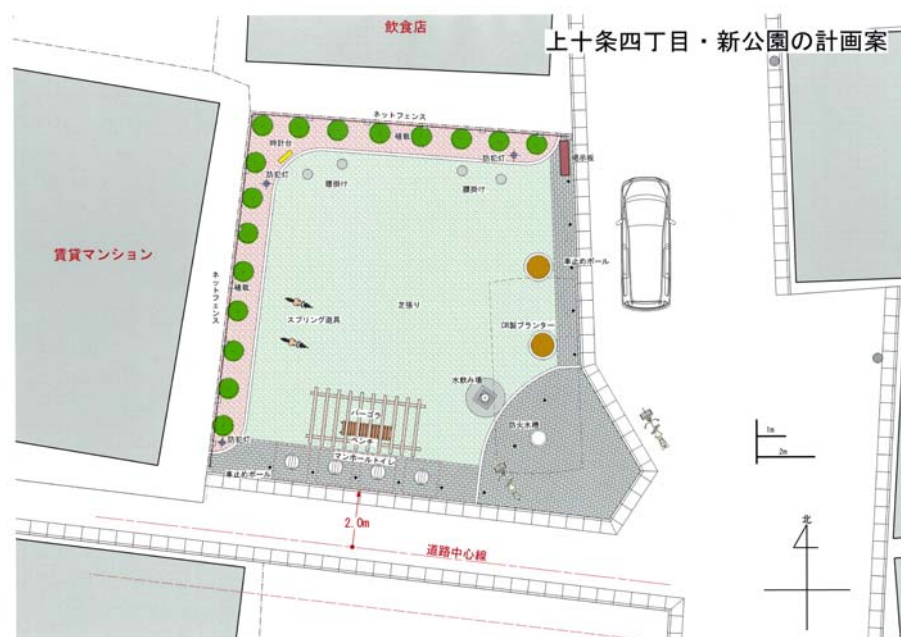
防災施設である防火水槽は、南東端の西側道路よりの地下に埋設し、マンホールトイレは下水道との関係から南側道路沿いに並べてあります。

防火水槽の周辺は、ポンプ車による吸水作業の支障とならないように、道路との間に余計な物は置かないように配慮しました。

公園の中央部は幼児の遊び場として芝張りし、スプリング遊具や藤棚、腰掛け等は周囲に配置しました。

なお、花壇用のプランターにつきましては、西口再開発相談事務所前に置いてあるコンクリート製プランター程度であれば、設置することも良いと第2回ワークショップ終了後にお話がありましたので、2つほど配置した案にしてあります。

ただし、このプランターですが、コンクリート製のもので直径1メートルの物になると、その重量は80kgにもあります。それに土等を入れますと、大人でも容易に移動できるものではありませんので、その設置位置については十分に配慮する必要があります。



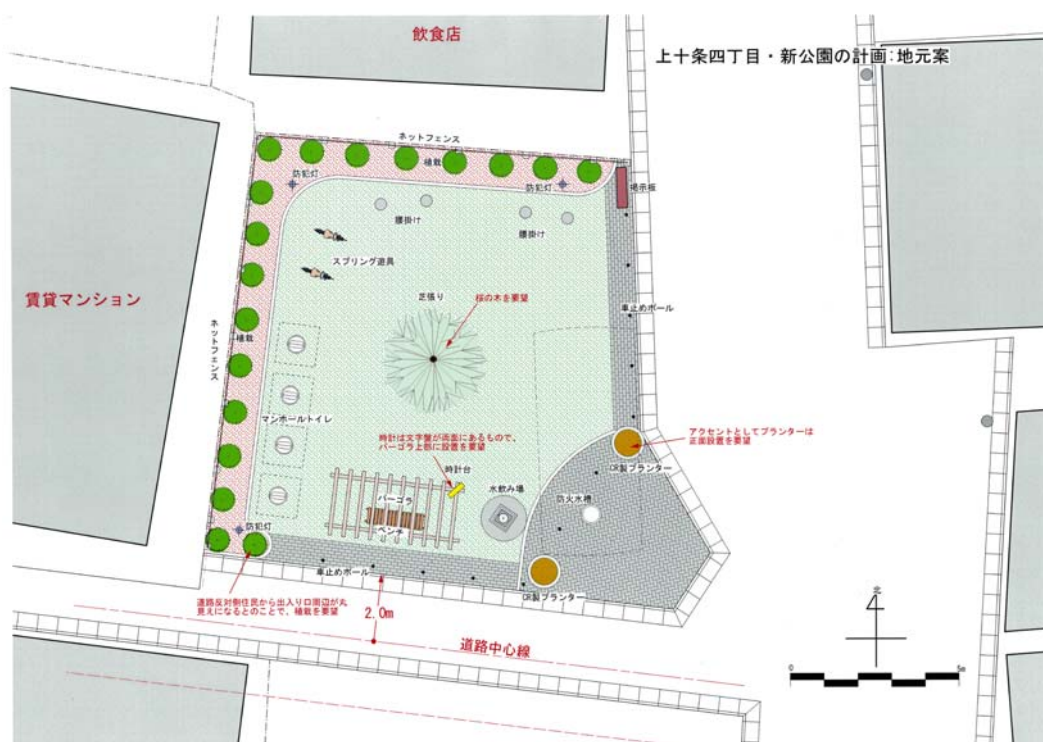
計画案に対する修正動議

【部会長】

今日が最後のワークショップとなりますので、私なりに気づいた点について述べますので、ご意見をください。

- 1、プランターは、防火水槽の両脇前方にもっていき、正面から花できれいに見えるようにしたい。
- 2、非常時であっても、マンホールトイレが道路に近すぎるのは、利用者のプライバシー上良くないと思いますので、西側の植栽側にもっていく。
- 3、マンホールトイレを移動した分、藤棚を南側に下げる。
- 4、時計は公園内からも道路側からも見えるように、文字盤が両面にあるものを藤棚の上に設置する。
- 5、できれば、シンボルとして公園の中央に桜の木を植えたい。後は子供さんが遊べるように芝生にする。
- 6、ホース等の収納庫は、掲示板の下に置くようにする。

何かご質問ありますか。



【部員】

我が家は公園の南西側の向かいにあるのですが、我が家の玄関が北東の角にあり、公園側に目隠しとなるものがないため、周囲から玄関口が丸見えになってしまう。

公園側の角に1本でも木を植えてもらえると、目隠しになる。

また、現在は道路上に防犯灯が立っていて、玄関口が明るく安心だが、公園の奥に防犯灯を置かれると、マンション前に高いブロック塀もあり、玄関口が暗くなってしまいます。

【区】

公園の南西角に植樹するよう検討いたします。

現在の道路は狭いままなので、将来広げてもらうことになります。支柱を道路上に置くと邪魔になりますので、公園内になります。電灯自体は支柱からアームで前方に出すなどで、道路側をカバーするようにもできます。また、植える木もそんなに高い木を考えていませんので、木で遮られないように配慮します。

【部員】

マンホールトイレは東側の広い道路の方に設置してはどうですか。

【部会長】

道路側だと、人等が通るので使い勝手が悪いのではないかと。

【部員】

真ん中に桜の木を植えると言われましたか、桜の木は虫がついたりしますよ。

【部員】

はじめから直ぐに花を付けるような桜の木を植えるのですか。

【区】

植えるのであれば、苗木からだと思えます。

【部員】

虫の駆除はやってもらえるのですか。

【区】

区の方で対応します。

【部会長】

但し、日常の公園管理は四丁目町会でやってもらうことになります。

【部員】

芝刈りとか植木の剪定なんかも公園課でやってもらえるのですか。

【区】

公園課の方に確認します。

【部員】

うちの方は、水やりから草取りまで自分達でやっている。

【部員】

みんなで、当番制にしているのですか。

【部員】

そうです。

掃除だけは公園課の人がやってくれる。

ボランティアでやっている人も高齢者が多い。

【部会長】

4丁目には新しく、利用して楽しむ公園ができる。

ということで、今回の公園の話はこれでまとめたいと思います。

【区】

皆さんからご要望いただいた公園の話は、工事課の方にお話しすることになります。工事課で詳細設計にて大きな問題などがなければ、秋頃には着工できるかと思えます。

【部員】

監視カメラ等も付ける必要があるのではないかな。

【部会長】

プライバシーの問題もあれば、金額的にも高価である。それに、ビデオ録画しておく場所とそれの管理が必要となる。

-----副部会長あいさつ-----

(省略)

【部会長】

設計上の問題などで皆さんからいただいた要望が、すべて活かすことができないかもしれませんが、その旨はご理解いただきたいと思います。

【区】

区役所の方に、公園内にトイレ(常設)を設置してほしいとのご意見が寄せられていましたが、本日の話のように、トイレ(常設)は設置しない方針になりましたので、ご了承願います。

以上

十条西ブロック 第13回ブロック部会 議事要旨

開催日時	平成 21 年 10 月 28 日（水）午後 7 時～8 時 10 分
開催場所	十条駅西口再開発相談事務所
出席者	部会役員：栗橋部会長、石原副部会長、竹内役員、山崎役員 （欠席；渋井役員、丹治役員、茶花役員） 事務局：飯塚十条まちづくり担当課長、長部、佐藤 コンサル：都市計画同人・立野
参加者	21 名（部会役員を除く）
議題	1. 公園の計画内容のご報告 2. 公園整備の名称決定 3. 上三&上四防災マップの更新作業 4. 耐震改修等に関する相談会の開催案内 5. 防災ひろば用地の募集

議事要旨

説明・報告

- 昨年度から 3 回にわたって開催した公園整備のためのワークショップで出された意見をもとに、区が作成した公園計画案についての説明が行われました。
- 公園の名称について、地元町会等から挙げられたいくつかの案の中から、参加者による投票で「上四みんなの広場」という名称に決定しました。
- 平成 13 年にまち歩きを通じて作成した上十条三丁目町会と上十条四丁目町会との防災マップの更新作業状況について、作業を行ったコンサルから説明がありました。また、個人の敷地内にある井戸の所在や可動状況については、皆さんからの情報を受けて修正を加えることになりました。
- 現在上十条三・四丁目に導入されている住宅市街地総合整備事業も後 4 年半で終了してしまうことを受け、区では耐震改修や地区計画制度の内容について、各町会単位で相談会を開催していくとのことでした。
- 震災時の消防水利を確保するため、防災ひろばとなる用地を募集しているとの説明がありました。



【第 13 回十条西ブロック部会の様子】

議事録

-----部会長あいさつ-----

おかげさまをもちまして、上十条四丁目の公園計画図が出来てきました。

今日は公園に関するもののほかにも、色々な話があります。

自分の事でないからといって、こうした協議会の場には参加せずに、出来上がってからあれこれと意見を言う人もいらっしゃいます。こうした行為で、周囲が翻弄されることもある。時間をかけて話し合ってきたことでもあり、協議会の様子について、参加された方々から機会ある毎に周囲の方々に伝えていただくと助かります。時間とお金もかかることである上、行政と住民によって話し合いながらまちづくりを進められる時代になったと言うことを噛みしめて、本日の会議を進めて行きたいと思えます。

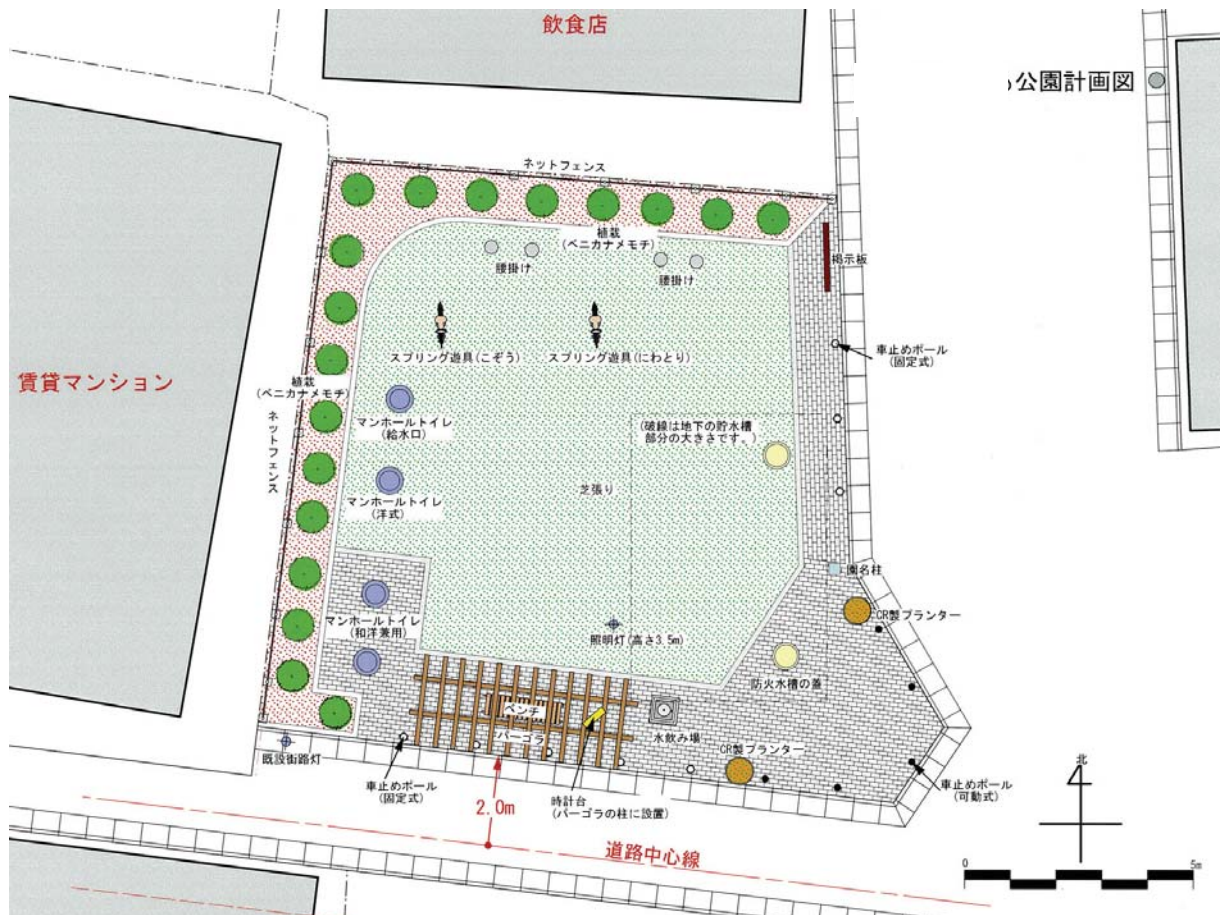
-----公園計画内容の説明-----

【区】

3 回に及ぶワークショップの内容を踏まえて、コンサルから区がまとめた公園計画について説明してもらった後、公園の名称を決めて行きたいと思えます。

【コンサル】

7 月 28 日の第 3 回ワークショップにおける公園整備への要望を受け、区が作成した計画図を説明します。



防火水槽は公園の南東側角に埋め、図中の黄色い丸が防水層の蓋で、これを開けると中に水が貯められています。マンホールトイレにつきましては、西側の垣根の前に南北に並べて置き、南側の2つは和洋兼用型で、その北側は洋式のものを設置することになります。南側の道路沿いには藤棚とその下にベンチを置いてあります。この藤棚の下や道路周りに灰色で表示してあるのが、インターロッキングで、これまでに整備しました公園の外周に敷きつめたものと同じ舗装を貼ります。道路との境界沿いにつきましては、高さ60cm程度の車止めを設置します。南東側の出っ張った部分は、防火水槽があることから、消防車の給水作業を考え、取り外しのできるポールとしますが、その他のポールは固定式のものであります。

公園の北側には2台のスプリング遊具を設置します。

隣接する敷地との間は、ネットフェンスで囲ったうえ、ベニカナメモチという名の木を1メートル間隔で23本ほど植えます。この木は春先に紅葉し、白い小さい花を着けますので、皆さんの目を楽しませてもらえるものかと思えます。木の高さは放っておくと5メートルにもなるようですが、ネットフェンスの高さにあわせて、1.8メートル程度に剪定します。

前回のワークショップで、周囲から玄関口が丸見えになり、防犯上の問題が指摘されましたが、植栽計画として、玄関の向かえあたりに1本植栽を回し込むことで、視覚を遮るようにしてあります。

また、南側道路上の街路灯につきましては、公園内に引き込まず、拡幅した道路上に設置することとしました。

公園内の照明につきましては、公園の外周には設置せず、藤棚の前に、LEDを使用した照明灯を1基設置します。この照明灯だけでも公園内を十分カバーできます。

最後に、東側の広い道路沿いに、本日皆様のご意見により決定していただいた公園名を記載する園名柱を配置してあります。

【区】

工事は12月中旬から2月末を想定しています。また、日常管理については、これまでに整備した公園と同じように町会の方々にご協力をお願いしたいと思います。

【部会長】

照明灯は南側に1基だけだが、大丈夫なのか。防火水槽の角のところまで持って行ってはどうか。

【区】

光の届く範囲も検討した上で決めているので、問題はありません。

【部会長】

せっかく広場をつくったのに、出っ張っているのはどうかなと思うが。

【区】

基礎を埋める関係もあるので、インターロッキングの部分から前方に出ている状況です。

【役員】

マンホールトイレの収納場所として、町会事務所は狭いし、離れていることから、例えば掲示板の下に収納箱を置くとかできないものか。

【区】

マンホールトイレについては町会さんに3基をお渡しする事になりますが、今の公園計画には、マンホールトイレの収納をはじめ、掃除用具入れは付いていません。そこで、町会さんの方で少し大きめの掃除用具入れをご用意いただき、そちらの方にマンホールトイレを入れられないかと思ひ、後日ご相談させていただきたいのですが。

【役員】

それは必要です。それで、用具入れはどの辺の位置にするのか。

【部会長】

掲示板の角が良いと思うが。用具入れはどこへでも移動できるから。ここでは、掲示板の角に置く事にしておいたらどうか。

【区】

掲示板の裏のあたりにスペースを確保します。用具入れについては町会さんの方でご用意いただければと思います。

【役員】

それでは防災課の方に頼んで用意してもらうことはできないか。

【部員】

町会の方でお金を出して買うということですか。

【役員】

せっかく新しい公園をつくってもらったし。

【部会長】

公共でつかう公園に対して、なんで一町会が用具入れにお金を出さなければならないのか。

【区】

過去の経緯でも、他の町会では掃除道具入れを町会でご用意いただいていますので、また検討させていただきます。

【部会長】

検討してください。

【部員】

もし町会でお金を出すのならば、用具入れの大きさなどは、全て一任してもらえるのですか。

【区】

極力美観を損なわない程度で、掲示板の裏に収まるものであれば、良いかと思ひます。

-----事務局から公園名称の選定方法の説明-----

【部会長】

公園の名称の方も皆さんの意見を踏まえて決めて行きたいと思います。配られている投票用紙には3つの名称が書いてあります。

【区】

公園名称候補の概要を説明しますと、「上四みんなの広場」は上四町会の方から、「上四第六広場」は上十条三・四丁目地区にできた6番目の公園であることで栗橋会長の方からの案、最後の「上四ぼうさい広場」は事務局からの案となっています。その他、投票用紙には書いてありませんが、近くに住む小学生の皆さんからの提案として、黒板の方に記載しています「グリーンパーク」「スマイルパーク」「スカイパーク」「エンゼルパーク」「リラックspark」「フレンドパーク」という案が寄せられています。

この他、別の案があれば、投票用紙の空欄部分にお書きいただき、多数決で公園名を決めたいと思います。

【役員】

上四町会では4箇所目の公園となりますが、建物がひしめいている中に公園と言った空間をつくるのが大切なことであり、憩いの場であると同時に、防災的な面では大事なことか思います。普段から親しまれるような良い名前を付けていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【区】

公園の名称については、皆さんからの投票結果を本日の会議の最後に開票して決めたいと思います。

---(集票・開票作業後)---

【区】

まずは1票だけ寄せられた公園名を読み上げます。「スマイルパーク」「上四スカイひろば」「上十条四丁目児童ひろば」「上四はらっぱ」「上四みどりのひろば」「上四ぼうさいみんなのひろば」となっています。

そのほかの結果は、「上四みんなの広場」が9票と一番多かったため、「上四みんなの広場」に決まりました。

【部会長】

公園の名称が決まりましたので、皆さんで公園を大切にしてください。

-----コンサルから防災マップ更新状況の説明-----

【部会長】

三番目の議題となりますが、区の方で防災マップを現況にあわせ、更新してくれました。

【区】

7年前に作成した防災マップをもとに、コンサルの方で更新してもらいました。

後日、保存版としてまちづくりニュースに掲載し、各家庭にお配りします。

【コンサル】

平成 14 年 2 月に、上十条三丁目と四丁目ともに防災マップを作成いたしました。当時、皆さんにはまち歩きをしていただき、ブロック塀、消火栓などをチェックした結果をまとめました。

7 年も時間が経ちますと、建替えによって、以前は狭かった道路が部分的に広がったり、ブロック塀も改善されていたり、場合によっては消火器の位置が変わってしまったところもあるかもしれません。そうした状況を考え、今回更新いたしました。

以前のように、皆さんにまち歩きをしていただきながら更新するのも大変なので、今回は前回のものをもとに私どもの方で見直しをさせていただきました。

見直しの箇所としては、建替えが行われた周囲の道路、ブロック塀、消火器の位置の確認、井戸の有無、その他、掲示板の位置についても、建替えに合わせて、場所が変わっているものもありました。

大規模な地震が発生した場合、携帯電話の回線数は制限されてしまいますが、公衆電話については回線の制限は行わない事になっています。もっとも、電柱の被害によってはこれも使えない状況になるかもしれません。

震災発生後の大切な伝達手段となる公衆電話を今回調べ直してみますと、以前あったタバコ屋さんなどの脇にあった公衆電話が、携帯電話の普及により、姿を消しています。現在ある公衆電話は、大きな道路沿いにある NTT が設置したボックス型の公衆電話だけになっています。

私どもの方で可能な限り見直しを行いました。井戸に関しては個人の敷地の中にある点から、十分な確認ができていない状況です。そうしたことを踏まえて、皆さんに井戸に関する情報をお寄せいただければ幸いです。

井戸に関する情報は、区の方もありますが、それらは全て区に自主登録されているものです。7 年前の防災マップに掲載している手動式井戸は、まち歩きで確認されたもので、区に登録されているものとは限りませんでした。お示した防災マップでは、区登録のものは黄緑色に塗りつぶし、未登録のものは白抜きにしてあります。今回の見直しでは、区に登録されていないものの所在が明確ではありませんし、また、敷地の中にある井戸については敷地内への不法侵入となってしまうため、十分な確認作業ができていません。

【部会長】

井戸のことについては、町会の方に情報を寄せてもらってはどうか。

【コンサル】

防災マップを作成する目的には、初期消火に必要な資機材に関する情報の確認、いざという時の安全な避難ルートを話し合うための材料、まちの安全性を更に向上させるための資料など、個人の安全から街全体の安全性を考えていただくために、防災マップは存在します。

今回更新した防災マップにつきましては、毎年発行しています「まちづくりニュース」に町会毎の防災マップを掲載して、お配りする予定です。

言い遅れましたが、平成 13 年から町会さん毎に防災マップを作成してまいりましたが、昨年度十条仲原 2・4 丁目町会さんで防災マップを作成したことにより、十条地区 95ha 全域の防災マップ作成が終わりました。

【部会長】

防災マップは、何年ごとに更新しなければならないという目安はありますか。

【コンサル】

特に、決められている訳ではありません。

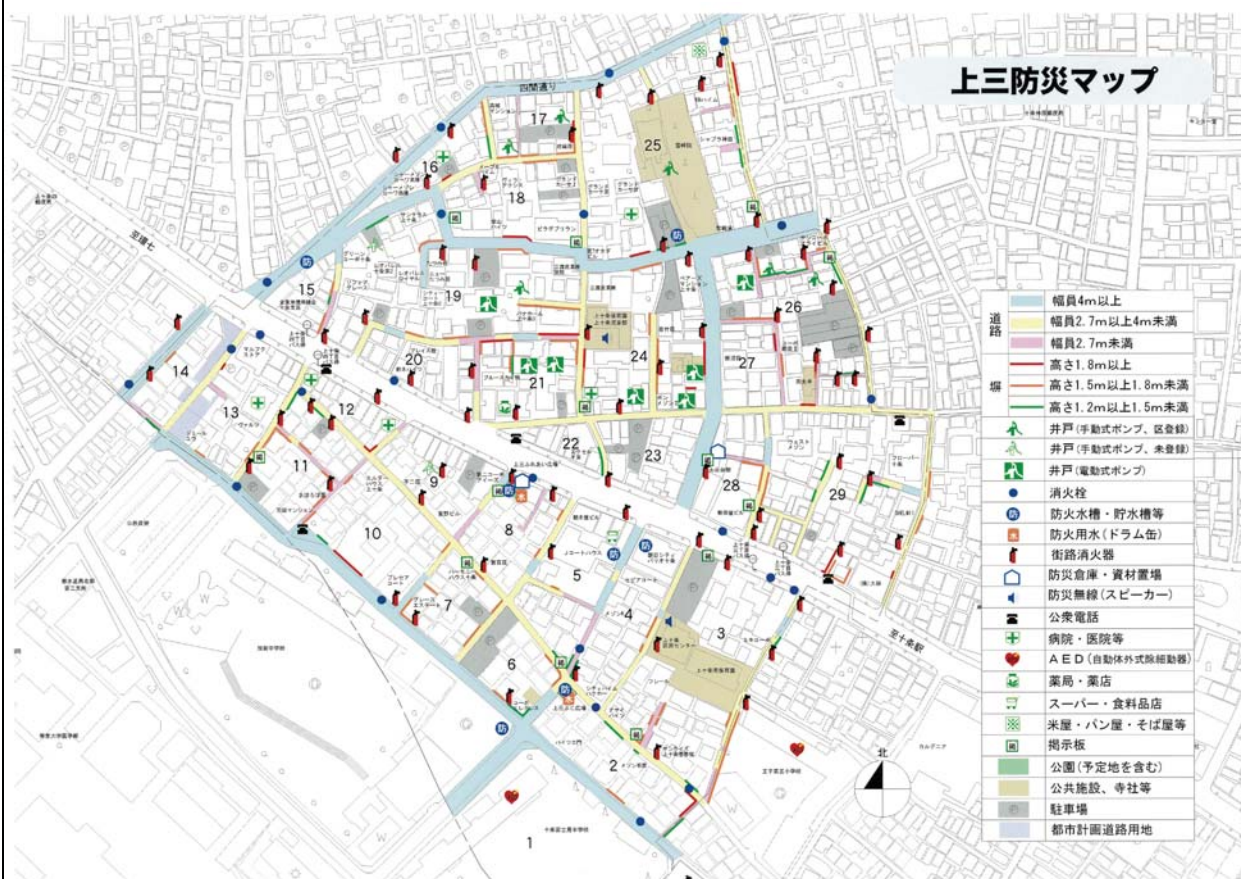
【部会長】

震災に見舞われたときには防災マップを見るような余裕はないだろうから、常日頃から何がどこにあるかを頭に入れておく必要があると思います。

今日、東京電力が話をしにきたが、震災発生時点に電力は自動的に切れるものの、ブレーカーは自動的に切れないので、避難する際には各人で自宅のブレーカーを切ってほしいと言っていました。皆さんはブレーカーを切る事ができますか。

建物が倒壊したり、傾いたりしている中、配線が切れた状態で電気のスイッチが切れると、電気がショートして、火事の原因になるからだそうです。

防災マップの方は、修正点があれば、各町会長に報告してください。





-----密集事業の説明会等に関するお知らせ-----

【区】

平成 6 年から始まった上十条三・四丁目の密集事業は、事業完了となる平成 25 年まで、あと 4 年間しかありません。密集事業によって、公園整備や共同建替えが進んでいますが、まだ目標値に満たないことから公園用地の募集や共同建替え検討箇所の洗い出しが必要であるため、全戸にチラシを配ります。

11 月から 2 月にかけて、両町会 2 回ずつ密集事業の再認識していただく内容を含んだ相談会を開催しますので、都合の良い日にご参加いただければと思います。

主な内容としては、防災ひろばの用地募集で、今回の 6 カ所目の公園を含めても南側に集中しており、A4 版の資料に示した緑色の点線内で、用地を募集し、火災に対する緩衝や防火水槽の設置を進めたいと思います。もし、お知り合いの方に土地を売っても良いという方がいらっしゃれば、ご紹介をお願いします。

次に、地区計画のパフレットがありますが、平成 20 年 4 月 1 日から施行されていますが、地区計画は密集事業が終了した平成 25 年度以降もずっとかけられていくものであり、相談会で再認識していただくため、もう一度ご説明していくことにしています。

最後に、木造建物の耐震化促進事業です。説明会当日は担当の職員が説明いたしますが、概要としては、これまでは耐震診断から耐震改修まで 50 万円しか助成されていませんでしたが、一定条件を満たした木造 2 階建ての耐震診断であれば無料となるほか、耐震の設計や耐震工事など、そ

それぞれの要件に適合すれば、助成対象となりますので、ぜひこのパンフレットをお読みください。あとパンフレットの 8 頁目にシェルターが載っていますが、費用的に耐震改修などできない方のために、部屋の一部分をより安全にしたり、ベッドの上に覆いを設けて、身の安全を図るなどの対応を支援します。シェルター式のベッドは 30 万円程度するもので、この内の 9 割までを助成し、1 割を個人負担していただくものです。

【部会長】

これは各戸にチラシを配るのか。

【区】

各戸に相談会のチラシだけは配ります。資料については説明会にこられた方だけにお渡しします。

【部会長】

学者が三十年以内に大規模な地震がくる確率を何十パーセントと言っており、これを聞くと危機感を感じざるを得ない。区の方も、要件に適合すれば、無料で耐震診断を行いますと言っているので、この機会を利用してもらいたい。

実績は何件あるのか。

【区】

今年度からはじまったもので、問い合わせは数件かあるものの、応募実績自体はまだ 1 件だけです。

【部会長】

耐震調査自体でも 12〜3 万円程度はかかります。

【区】

耐震診断の実績は区内で現在、今年度分として 70 件程度あります。

【部会長】

木造の戸建て住宅の方はぜひこの機会を活用してください。それに期限があるものですし、周囲の方にもお伝えください。

【部員】

対象となるのは昭和 56 年以前に建てられたものですか。

【区】

そうです。

【部会長】

どうしてこういう基準になっているのか。

【区】

昭和 56 年に大きな建築基準の改正が行われており、それを境にしています。

【役員】

あと家具の転倒防止も行っての方が良い。ガラスの飛散防止も必要です。

【部会長】

自分の身は自分で守るだけのことはした方が良い。

-----閉会-----

【副会長】

皆様のご協力をえながら、安全なまちにしていきたいと思ひます。

本日はありがとうございました。

十条西ブロック 第14回ブロック部会 議事要旨

開催日時	平成22年2月23日（火）午後7時～8時10分
開催場所	十条駅西口再開発相談事務所
出席者	部会役員：栗橋部会長、石原副部会長、竹内役員、山崎役員 （欠席；渋井役員、丹治役員、茶花役員） 事務局：飯塚十条まちづくり担当課長、長部、佐藤 コンサル：都市計画同人・立野
参加者	18名（部会役員を除く）
議題	1. マンホールトイレの使い方 2. 上十条三丁目と四丁目の防災マップ 3. 公園整備に関する連絡 4. 第3・4回住まいづくり相談会の開催案内

議事要旨

説明・報告

- 上十条四丁目に整備中である「上四みんなの広場」に関する進捗状況の説明がありました。
- 公園に設置できるマンホールトイレの組み立てと収納を、実際に体験してみました。
- 上十条三丁目町会と上十条四丁目町会との防災マップについて、最終的なチェックを行ないました。出来上がった防災マップは、3月中にまちづくりニュースとして各戸配付さける予定とのことでした。
- 来年度もブロック部会を通じて、より安全でかつ安心できるまちづくりを目指します。
- 現在上十条三・四丁目に導入されている住宅市街地総合整備事業も後4年で終了することを受け、区では、その事業内容と地区計画制度及び耐震改修の助成制度について、相談会を開催し再周知を図るとともに、建替えや有効な土地利用について、個別の相談に応じるとのことでした。



【第14回十条西ブロック部会の様子】

議事録

-----部会長あいさつ-----

おかげさまで、上十条四丁目に 6 箇所目の公園が完成します。小さい公園とは言え、上十条三丁目町会と四丁目町会を会わせて、6 箇所の公園が整備された町会は、あまり例がないと思います。

公園ができることによって、我々の生活環境が向上することには間違いがありません。

公園の整備にあたっては、皆さんの声を反映してきたのですから、できた後の維持管理についても、自分達の使い勝手の良い公園とするために、協力をお願いします。

また、今度の公園には非常時のマンホールトイレも設置できることとなっており、災害時に利用できるようになります。

今回は、マンホールトイレを実際に組み立てから収納までを体験していただき、いざというときに役立てていただきたいと思います。

まずは、上四みんなの広場の進捗と今後の利用予定について説明をお願いします。

-----上四みんなの広場の進捗状況-----

【区】

ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、既に耐震性貯水槽も設置され、現在、ベンチの基礎や配水管・柵の取り付け、遊具の設置などを行っている状態です。

芝植えについては最後になり、養生期間も 3 ヶ月程度必要となります。

したがって、利用開始が出来るのは、6 月末か 7 月初旬になる予定です。インターロッキングの内側が全面、日本芝（ヒメノ）になる予定です。



-----マンホールトイレの組み立て体験-----

【部会長】

公園内には 3 つのマンホールトイレが設置できることとなります。では、これからマンホールトイレの組み立て体験をしていただくにあたって、事務局より説明をいたします。

【区】

今回は、身障者用トイレと通常の大きさのトイレの 2 種類を用意させていただきました。

テーブルの上に、四角いケースと細長いケースがあり、これで一対となります。

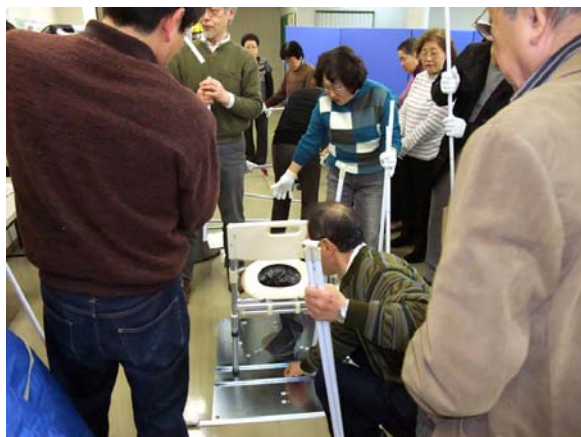
2 つありますので、それぞれに分かれて、組み立ててみてください。

組み立て後、実際に座ってみていただき、一通り確認されたあとは、もとの箱に梱包していただきます。時間は、十分ありますので、あわてずゆっくり組み立ててください。

部品の中には鋭利な部分もありますので軍手を用意しました。指を挟んだりしないように、気をつけていただきたいと思います。なお、取り扱い説明書は、身障者用のフレーム組み立てのものしかありません。

フレームには番号がふってありますので、順番に組み立ててください。

では、組み立てからお願いいたします。



【区】

おつかれさまでした。

【部会長】

四丁目町会では、定期的に組み立ての訓練をした方がいいかもしれません。

-----防災マップの確認-----

【部会長】

では、次に防災マップの更新について、事務局より説明いたします。

【コンサル】

前回のブロック部会において、井戸を新たに設置された方、あるいはなくなっている等の情報があれば、町会長さんの方にご連絡をお願いいたしましたが、その結果、四丁目町会では新たに2箇所の井戸があるご連絡を受けましたので、今回持参した防災マップに追加してあります。

また、上四みんなの広場が3月末に工事が完了しますので、この公園内に設置される防災施設も加えてあります。

特に、マンホールトイレは、両町会で初めて整備される施設ですので、凡例も追加いたしました。

本日、再度ご確認いただき、これで良ければ、まちづくりニュースを活用して、防災マップの印刷にかかりたいと思います。



【部会長】

この件について、何かあれば、ご意見をください。

【部員】

ここで言っている塀とはどのようなものを指すのですか。

【区】

それぞれの高さに応じた、ブロック塀や万年塀を表示してあります。

【部会長】

地震で倒れる危険性の高いブロック塀や万年塀をチェックしてもらっている。

【部員】

ブロック塀でも控え壁がちゃんと作られていれば、安全性はありますが、ないと危険性も高くなる。

【部員】

電動式で壊れて動かなくなったものがあるが、どうしたら良いか。周囲には井戸がないところでもある。

【部会長】

区に相談すれば、直してもらえるかもしれない。

※後日、発言された部員の方から、防災マップへの掲載は行わないでもらいたいと連絡があり、今回は掲載しないものとする。

-----来年度の活動-----

【部会長】

事務局より、来年度の部会で予定している内容をお知らせさせていただきます。では、事務局お願いします。

【区】

来年度も引き続き、密集事業で整備した公園の花植え行事を続けていく予定です。

また、防災まちづくりの勉強会も引き続き行います。

そして、平成 25 年度に上十条三・四丁目地区の密集事業が終了する予定のため、密集事業終了後は、上十条三・四丁目地区防災街区整備地区計画や新防火規制等により、まちづくりが行われていきます。

来年度も、より安全でかつ安心できるまちづくりを目指し、ブロック部会で話し合いをしていきます。

【部会長】

北区のまちづくりは、市民参加型でこれまでやってきた背景があります。

事務局である区ではチラシを作成し、回覧や掲示板などにより、参加を呼びかけるなど、努力してきました。これからも、皆で誘い合いながら参加してほしい。

【部員】

声はかけているが、夜は出かけられないので、昼間にやってほしいと言っている人もいる。

【区】

できるだけ、大勢の方が集まれる時間帯で開催できるように、来年度に向け検討していきたいと思えます。

-----住まいづくり相談会について-----

【区】

上三・四丁目密集事業は平成 25 年度で終わるため、再度、事業区域において補助対象や助成対象となる物件がないかを確認するため相談会を行います。たとえば、防災まちづくりのための共同建替え等の概要説明及び募集、今後ずっとかかる地区計画内容の再周知、耐震診断等の普及説明会

(『住まいづくり講座・相談会』を行う予定です。(各住戸および地区外権利者には、お知らせを配布しております。)

『住まいづくり講座・相談会』を2月25日(木)と27日(土)午後に行います。

-----閉会-----

【部会長】

最後に各役員から、一言ずついただいて閉会にしたいと思います。

【役員】

防災マップを見ると、色々なことが大変分かりやすい。避難するにあたって、この道はブロック塀が倒れる危険性が高そうだとか、避難路を検討する上で大変参考になる。防災マップの有効な活用を広めたいものです。

【役員】

3月は火災予防週間ということもあり、皆さんは火災警報機を付けられましたか。消防署からは火災警報機の普及について強く呼びかけ行っていますので、ぜひ付けてください。

【副部会長】

皆さんのご協力を得ながら、安全なまちにしていきたいと思います。

本日はありがとうございました。

十条西ブロック 第15回ブロック部会 議事要旨	
開催日時	平成22年11月30日(火) 午後7時～8時30分
開催場所	十条駅西口再開発相談事務所
出席者	部会役員：栗橋部会長、石原副部会長、竹内役員、山崎役員 (欠席；渋井役員、丹治役員、茶花役員) 事務局：荒田十条まちづくり担当課長、長部、佐藤 コンサル：都市計画同人・立野
参加者	16名 (部会役員を除く)
議題	1. 十条地区まちづくり全体協議会会則の改定について 2. 上十条三・四丁目地区の事業実績などについて 3. 十条地区まちづくり基本構想の改定について
<p>議事要旨</p> <p>説明・報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「十条地区まちづくり全体協議会」の区域に環七北側の上十条五丁目、十条仲原三・四丁目、中十条四丁目が新たに加わり、これまでの4ブロックから5ブロックに増えるほか、ブロックの区域分け等の変更などにより、協議会会則を改定する旨の説明がありました。 ○ 上十条三・四丁目地区では、平成6年度から国の住宅市街地総合整備事業が導入され、公園・道路・建替えの支援が行われてきましたが、平成25年度をもって、事業が終了する予定です。そのような中で、この16年間の事業の実績などについて説明がありました。 ○ 平成17年度に作成された「十条地区まちづくり基本構想」が、このほど、関連するまちづくり計画の改定や、これまでの事業進捗を受けて、現在、改定作業中であることについての説明がありました。 <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: right;">【第15回十条西ブロック部会の様子】</p>	

議事録

-----部会長あいさつ-----

夜分お寒い中、ご出席ありがとうございます。

十条西ブロック部会は第 15 回を数えます。

今度、十条地区まちづくり全体協議会に環七北側の町会が加わることとなり、来年度から 5 ブロックで十条地区のまちづくりを進めていきたいと思ひます。

まちづくりは時間が長くかかるため、なかなか進まない所もありますが、上十条三・四丁目地区では公園もでき、その下に防火水槽も設けられ、目には見えないところでも成果が出ています。

個々にこうした施設を要望しても、すぐにできるものではなく、ブロック部会を通すことにより、施設整備が進んできたことを認識していただきたいと思ひます。

ブロック部会の延長線上に幹事会があるのですが、幹事会では各ブロック部会の報告を受けながら、まちづくりの協議を進めています。また、東京都が行っている旧岩槻街道も事業が進んでおり、連携を図っています。

目に見える成果が現れないと、ぜんぜん進んでないと思う人がいるかもしれませんが、整備を行うまでの段階が大変であり、その点にはご理解いただきたいと思ひます。

埼京線の踏切問題も少しずつ進んでいますので、今後のブロック部会へのご出席をお願いするとともに、多くのご意見を賜りますよう、よろしくお願ひします。

-----十条地区まちづくり全体協議会会則の改定について-----

【区】

今回、環七北側の約 39ha の地区が十条地区まちづくり全体協議会に入ることになり、十条地区まちづくり全体協議会の会則の改定をすることになります。

現在、「十条地区まちづくり全体協議会」は 4 つのブロックに分かれています、新たに環七北側が加わることにより、5 つのブロックになります。

主な改定の内容としては、環七北側の上十条 5 丁目、十条仲原 3・4 丁目からなる十条北ブロックの新設、環七北側の中十条 4 丁目が入ったことによる 83 号線ブロックの拡張、これまで十条西ブロックに入っていた十条仲原 2 丁目が、駅西ブロックに加わることにより、十条西ブロックと駅西ブロックの区域変更となります。そして、各ブロックの区域変更に伴う部会役員の変更があります。

各ブロックの役員の構成は、町会・自治会長さん、商店街の会長さん、PTA 会長さん及び学校関係者などから組織されることとなります。

-----上十条三・四丁目地区の事業実績などについて-----

【コンサル】

上十条三・四丁目地区では国土交通省の住宅市街地総合整備事業という制度「通称：密集事業」と呼んでおりますが、こちらの事業が平成 6 年度から導入されています。

実際に、この制度で何を行ったのか、分からない方が多いかと思ひますが、この事業は、防災ま

ちづくりの観点から、幅員 6m 以上の主要生活道路の用地取得と整備をはじめ、幅員 4m 未満の道路のセットバックに伴う道路部分などの道路整備も行っています。

幅員 4m 未満の道路のセットバックに伴う道路部分の整備については、建替え等の建築行為に際して、個人で舗装される方もいらっしゃいますが、セットバック部分の舗装整備を進めるため、昭和 60 年に区の方で「狭あい道路整備事業」という制度ができています。ただし、区の財源も限られており、密集事業による制度を活用できる方を増やすことができれば、区の財政的な負担の軽減となります。

そのほかには、公園・広場の整備があり、その整備に伴って、防火水槽等の防災施設の設置もあります。

また、老朽住宅を含む共同建替え等への支援として、建替え資金の一部が補助される制度があり、経済的な負担の軽減が図られます。

またこうした、地元まちづくりへの支援なども事業の補助対象となっています。

このような整備への支援が行われていた密集事業ですが、今から 3 年半後の平成 25 年に終了する予定となっています。

そのため、今回は、事業開始から 16 年間における事業の成果をまとめてみました。

平成 6 年に密集事業を導入しましたが、その翌年の平成 7 年には阪神・淡路大震災が発生したことを受け、密集事業そのものの色合いも変わりました。元来、密集事業は木賃アパートの建替えを支援することを前提にしたものでしたが、阪神・淡路大震災を契機に、防災まちづくりを進めるための基軸として活用を促すとともに、その内容についても色々と変更が加えられました。それを受けて、区の対応も様々に変わってきました。

上十条三・四丁目地区で、実際に密集事業を活用した第一号は、平成 9 年に完成しました上十条四丁目まちかど広場です。この公園整備以降、これまでに 6 箇所の公園・広場整備が行われてきました。その他では、2 棟の共同建替えを含めて、6 棟の建替え支援が行われたほか、狭あい道路の整備等に対応してきました。

そうした流れの中で、平成 19 年には東京都の「新たな防火規制」が導入され、これまで防火構造の建物が建築可能でありましたが、燃えにくい準耐火建築物以上の建物構造に規制されるに至っています。更に平成 20 年度には、建替えのルールとして「防災街区整備地区計画」を導入しました。

建替えのルールの内容では、防災問題のみならず、住環境の悪化を防止するため、土地の細分化に対して敷地面積の最低限度を設定したり、隣の家との間隔を一定以上空ける制限を設けるなどの内容を盛り込んだものです。

資料の中に 3 枚の地図が入っております。

事業が開始された平成 6 年度の頃の街の様子をおぼえていらっしゃいますか？

3 頁目の地図が、平成 6 年頃の上十条三・四丁目地区の様子です。青く塗った建物が耐火建築物で、鉄筋コンクリート造などを指します。水色は準耐火建築物で、鉄骨造や木造の建物でも不燃材料で建物全体覆ったものを言います。更にオレンジ色の丸が防火水槽を示していますか、当時の防火水槽の設置位置を見ていくと、環七などの幹線道路沿いや四間道路にはあるものの、地区の内部

にはあまり見かけなかった状況です。

次の5頁の地図は、平成6年から平成22年までの間に建築された建物や、整備された公園、道路用地の取得状況を示したもので、黄色く塗られている建物がこの16年間に建築された全ての建物を表しています。

平成22年度現在の十条三・四丁目の建物棟数は1,110棟を数えます。そしてこの2割に当たる226棟がこの16年間に建築されました。

平成6年と比較すると、当時はなかった公園や広場が平成22年度現在では、先日開園しました上四みんなの広場を含めて、6箇所整備されるに至っています。その6箇所のうち、1つは260㎡の児童遊園も含まれています。

密集事業により、16年前との大きな違いの一つには、公園・広場が整備されたとともに、各公園・広場の地下に防火水槽が設置されたことだと思います。

最後に、3枚目の地図をご覧頂きたいと思います。

この地図は、平成22年現在の状況を示しています。

平成6年の頃の地図と22年現在の地図を比較していただきますと、燃えない・燃えにくい建物が大変増えていることがお分かりいただけると思います。

5頁の地図で黄色に塗られている建物が全て燃えない・燃えにくい建物であった訳ではありませんが、地図で比較してみただけでも、燃えない・燃えにくい建物が増加していることは事実です。

十条三・四丁目に密集事業を導入し、整備を進めてきた目的の一つに、避難経路の確保があります。十条三・四丁目地区の避難場所である加賀中学校・東京家政大学一帯は近接しているものの、バス通りから避難場所に至る道路が狭いため、D路線を幅員6mに拡幅し、避難者の迅速な避難や消防車の進入なども可能なようにすることが挙げられます。

D路線の沿道については、平成6年度に比べて密集事業の建替え支援等もあって、耐火建築物や準耐火建築物が増えているほか、公園や代替地となるまちづくり用地の確保も進めてきました。

9頁の図面で、D路線沿いに青く塗られている部分が、道路の拡幅用地として既に取得した部分を示しています。この部分の面積が現在228㎡となっており、本来D路線が幅員6mとなるために必要な取得面積の過半以上に当たる状況となっています。

狭あい道路の整備に当たっては、これまでに国や都からの補助を受けて、密集事業により整備を進めた件数が58件で、舗装整備した面積が744㎡に至っています。セットバック部分の整備は、本来であれば、建築された方々にお願すべき部分ですが、舗装整備までを個人負担では難しいため、狭あい道路の舗装整備を設け、狭あい道路の早期整備を促している状況です。

この16年間で整備した公園・広場は、6箇所、面積は1,012㎡となり、設置した防火水槽は40トンあるいは5トンのものを設置し、消防水利の不足している区域の解消に努めてまいりました。

共同建替えなどへの支援について記載しました12頁の、上のグラフをこの16年間に建築された建物の構造別の棟数を示したのですが、平成9年には年間20棟であったものが、平成20年は1棟と減っています。この前年に当たる平成19年度には「新たな防火規制」が導入されたことも影響しているかと思えます。しかし、平成21年以降は15棟と持ち直している状況です。

13 頁の上のグラフは、建築された住宅戸数の変化を示しています。

今現在の上十条三・四丁目の住宅戸数は 2,994 戸に対して、16 年間に建築された住宅の戸数は 872 戸で、全住宅戸数の 29%に当たります。

グラフ中の黄緑色の部分が密集事業の補助を活用した住宅を示していますが、密集事業を活用した建替えがあった年度を見ていきますと、住宅戸数では密集事業を活用して建築された住宅の戸数の割合が大きいことが分かります。これは、共同建替えなどの利点を活かしたゆえかと思えます。

上十条三・四丁目地区の過去の住宅戸数を見ていくと、平成 6 年度には 2,952 戸であったものの、9 年には 2,759 戸と急激に減少し、14 年には若干持ち直して 2,848 戸、そして 22 年現在は 2,972 戸と、6 年度の住宅戸数を上回っています。

こうした住宅戸数の変化は、人口の変化状況に類似しています。

上十条三・四丁目地区の昭和 50 年代の人口は 5,000 人を超え、5,500 人という年もありましたが、昭和から平成に至につれて急速に減少してきました。

密集事業が開始された平成 6 年当時は 4,700 人であったものの、平成 19 年度までは徐々に減少していたものの、平成 20 年度には減少から増加へと転じています。この 2 年間はまた緩やかに減少していますが、新たな住宅の建設が、若年層や小さなお子さんをお持ちの若い家族世代の転入の呼び水となっていることには間違いないものと思えます。

こうした人口と住宅戸数の関係は、他の地区でも密接な関係を持っており、多様な住宅の供給が街の活性化に寄与している状況です。

色々な形で、密集事業の効果が伺われるのですが、平成 25 年度をもって事業が終了する予定となっています。

密集事業が終わった後のまちづくりはどうするのか？

まちづくりというのは、事業が終わったから、まちづくりそのものも終わりを迎えるものではありません。

14 頁に、なぜ、密集事業が終わりを迎えるのかという点についてまとめております。

国の考え方として、市街地の安全性を示す指標として、「不燃領域率」というものがございます。

これは、市街地火災に発展するか危険性が高いかどうかを示すもので、幅員 6m 以上の道路面積や面積が 100 m²以上の公園・広場、あるいは耐火や準耐火建築物の集積度合いから、火災が広がりにくいかどうかを示している数字です。

「不燃領域率」が 40%以上を示すと、建物の焼失の危険性が急速に低下します。

上十条三・四丁目地区の「不燃領域率」の状況を見ると、平成 3 年では 38.3%、平成 14 年には 49.8%となっており、更に今現在は 57.0%を至っております。

「不燃領域率」の数字だけで、街の安全性が完全に把握できるわけではありませんが、十条地区全体を見ていきますと、上十条三・四丁目地区よりももっと危険性の高い地区もございます。

また、国や都の予算自体も無尽蔵ではありません。

限られた予算であるならば、既に「不燃領域率」の高い地区から低い地区を優先に予算を活用させていただく必要がございます。

しかし、平成 25 年度までの上十条三・四丁目地区の密集事業として、やり残している事業もございます。

事業目標として、事業終了までに対応すべきものとしては、D 路線の拡幅整備として必要は用地取得面積 172 ㎡、狭あい道路の舗装整備面積 260 ㎡、公園・広場用地 200 ㎡などとなっています。

これらの整備について、国や都に予算計上しているもので、事業終了までにこれらの予算を有効に活用していただければ、願ってもないことです。

事業終了のまちづくりという点では、事業のあるなしに係らず、抱えている問題の解決に向けた対策を、引き続き皆さんとこれからも話し合っていきたいと思っております。



【部会長】

道路を拡幅している部分の進捗状況はどうなっていますか？

【区】

上十条三・四丁目地区では、四間通りと環七までに至る A・B・C 路線があるほか、バス通りから避難場所に至る D 路線の 4 本の道路計画をこれまで示してきましたが、区の方で道路拡幅部分の道路用地を買収しているところは D 路線だけです。

進捗状況については、路線全体の約半分以上、拡幅に必要な土地を取得しています。

【部会長】

6m になれば、猶に車が通れる道路になりますね。

【区】

現在、一方通行となっていますが、6m に拡幅した後、車の出入りについては、現在、変更の予定はありません。

【部会長】

上四みんなの広場のマンホールトイレは納品されましたか。

【部会役員】

マンホールトイレのテントや便座がまだ届いていない。

【区】

テントや便座の購入については、現在、防災課で準備しており、今年度中には購入できることになっています。

【部会長】

公園に設置されている防火水槽などのことを、一般の人は知らない人が多い。まちづくりの一環

として整備してきたことを、周知することも必要かと思う。たまには、実際に放水でもしてみてもどうか。

【部会役員】

マンホールトイレを作っても、消防で水を使ってしまうと、トイレに利用する水がなくなってしまう。

水で流さなければ、汚物が底に溜まってしまう。町会としては、地面に穴を掘って使用できる簡易トイレを用意してある。

【部会長】

いつ大規模な地震が来てもおかしくないと言われる中で、どれだけの人が地震の危険性を認識しているかと言った問題もある。自分の身は自分で守ることを前提に、町会でも承知しているとは思いますが。

他に質問はありますか。

【部員】

マンホールトイレの体験などはできないものでしょうか？

【区】

マンホールトイレのテントなどの設営方法については、前回のブロック部会でやってもらいました。機会があれば、現地で組み立てることも検討します。

【部会長】

学校の改修で非常用トイレの整備もしているようだが、大勢の人が集まった場合は簡易トイレだけでまかなえる状況ではないだろうと思います。

まちづくり協議会で区とともに話し合いながらまちづくりを進めているものの、区に全てを要求するのではなく、自分の身は自分で守ることを一人一人考えなければいけない。ただし、トイレの問題については、公共的な立場から区にお願いしている。

【部会役員】

他区で地域の拠点毎にプレハブを作って、食料や水の備蓄を行っている。

まちづくりで公園などをつくることも良いが、防災倉庫や水の備蓄があることが分かるようにすることが大切だと思う。

【部会長】

まちづくり課は道路や公園の整備などを進めているのが主な役割であり、今言われたことは防災課の役割になります。

災害後の問題で、水は重要な問題だが、これについては最低限ペットボトルの水などを各人で用意しておいてもらうことも大切だと思う。

三日分の水と食料については、最低限用意することが大切だと言われています。

-----十条地区まちづくり基本構想の改定について-----

【区】

「十条地区まちづくり基本構想」は、まちづくり協議会ができたと同じ平成 17 年度に策定されました。

基本構想では、十条駅周辺エリア、木造住宅密集エリア、補助 83 号沿道エリアの 3 つに区分しています。そして、エリア毎に整備の基本構想が記載されています。

今回、環七北側の地区が十条地区に加わって、全体の面積が約 134ha に拡大されることや、エリア毎の基本構想を事業の進捗に応じて見直します。

現在、区の内部で検討作業を進めており、来年度に皆さんからパブリックコメントを頂く予定にしています。

東京都の防災都市づくり推進計画など、関連する計画を参考にしながら、改定内容を検討しています。

用語で分かりづらい点だけをご説明しますと、新たな防火規制という用語が載っていますが、これは建物を建てる際には準耐火建築物以上の建物構造に制限が加えられたことを意味します。

現在、主に進めている事業が住宅市街地総合整備事業と言って、広場整備、共同建替え、主要生活道路の整備などがあり、不燃領域率が向上することによって、街が安全になっていきます。

また、先程にも話しにでていた不燃領域率ですが、地区内に不燃建築物の割合や、道路や公園などの割合から試算した数値を示しているもので、おおむね 40%以上あると安全だと言われています。

地区の中でも、建物が密集している所と、そうでない所もありますので、単に地区全体の不燃領域率が上がったからと言って、全て安全だとは言えません。

次に基本構想の枠組みですが、これまで、まちづくりの柱は二つでしたが、改定に当たっては、補助 83 号である旧岩槻街道の拡幅整備や、その他の都市計画道路の整備を受けて、「骨格となる都市計画道路など都市基盤の整備」を新たな柱として、まちづくりの柱を三つとしてあります。

改定のスケジュールでは、現在区内で検討しており、各ブロック部会でその検討内容について説明させていただきました。その際に頂いたご意見から、更に区内で検討し、今年度中に案を作成して、来年度にはパブリックコメントを行う予定にしています。

十条西ブロックの関係では、埼京線の立体交差化に関連しているため、補助 85 号線の一部で拡幅が完了していない状況となっています。この補助 85 号線については、この未拡幅の区間の道路拡幅整備に合わせ、不燃化助成事業を導入できればと思っています。

以上です。

【部会長】

この基本構想の改定について、ご質問はありますか？

【部員】

十条地区の区域の拡大とはどういう意味ですか。

【区】

これまで基本構想の図面では、環七北側地区が東京都の「防災都市づくり推進計画」の整備地域になっていなかった関係から、環七北側地区を明確にエリアとして指定するのではなく、エリアへ

と取り込んでいくように表現していました。しかし、東京都の「防災都市づくり推進計画」が平成22年1月に改定され、環状七号線の北側一部が整備地域に指定されたことを受けて、環七北側地区として明確に位置を示して、十条地区に取り入れることにしました。

【部員】

右側の図面の点線が増えていることについてです。

【区】

これは補助73号線という都市計画道路を示しています。

これまでの図面では、都市計画道路が表現されていませんでしたが、30年先を見据えて、今回の改定では表現することにしています。

【部員】

元々、都市計画決定された道路ですか？

【区】

都市計画決定された道路です。

【部会役員】

これは昔からある幻の道路ですよ。

【部員】

都市計画決定された道路だから、今回の改定では、骨格となる都市計画道路として入ってきたということですね。

【区】

骨格となる都市計画道路としては、補助83号線をメインとしています。

【副部長】

幹事会の時に、補助73号線の都市計画道路のことが出てきたので、商店街の組合員の意向とすれば、拡幅するのであれば、早くなってほしいとの意見があります。

都市計画道路に半分ぐらいかかっている人もおり、建てるにしても、今の建物も直すにしても、規制が掛かっている。

建て直しても、人に貸すこともままならない状況です。

拡幅するのであれば、早く拡幅するし、やらないのであれば、この線を消してほしてとお話しはしました。

ただ、東京都の都市計画審議会にかけなければならない問題であり、簡単には消せない問題だと説明を受けました。

【部員】

分かりました。今回は、都市計画決定されている道路だから、十条地区の基本構想に記載されているということですね。

【部会長】

60年以上も前から計画のままになっている道路です。

十条駅周辺の踏切と立体化も同じことです。

そこで、十条駅周辺の七町連合が協力して、埼京線の立体化を推進するための署名活動を行いたいと思います。

先般、東京都の建設局長に要望書を出した関係から、一般住民の方々からも要望書を出さなければと思い、署名活動を行いたいと思います。各町会から署名用紙が回りますのでご協力をお願いします。

【副部長】

JR としては、埼京線の車輛を今の 10 両編成から 12 両編成にしたいようだが、十条駅は 10 両でいっぱい状況です。もし、埼京線に急行などが出てきた場合、赤羽駅や板橋駅では対応できるが、十条駅の拡張が進まないと、下手をすると、急行などの止まらない駅となってしまう。

時代の流れに乗り遅れば、十条地区全体が過疎化する危険性もあれば、不便な街になる危険性もあると思います。

【部長】

まちづくりは、街を活性化して、利便性や安全性の向上を図ることを求めている。

JR の立場から言えば、2 両増やすために、何百億の費用をかけるだけのものか、考えさせられることでもあります。

とにかく、住民である我々が強く行政に要望していく必要があります。

踏切の問題は、車の排気ガスの問題をも生み出していることを思い起こしてください。

【区】

十条地区の最大の懸案事項は、鉄道の立体化であり、北区はもちろんのこと、地元がいかにかこの問題について盛り上がっているかを東京都に示すことが大切です。

今回の署名活動の成果が東京都を驚かせるほどのものになれば良いと思います。

また、各駅の電車しか止まらないようなことがないようにするためには、駅周辺のまちづくりも進めていくことが大切です。

例えば、駅の西口で現在進められている再開発事業であったり、83 号線の旧岩槻街道の拡幅整備、コツコツと成果を出している密集事業など、十条地区全体が活性化させていくことも必要です。

また、周辺の大学に通う学生が、単に通学のためだけに通り抜けていくのではなく、十条がよい街だと、足を止めてくれるような街になれば、自然と人の流れも変わってくるものと思います。

それらを含めて、総合的に考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【部長】

十条に住んでいる者は、慣れ親しんだ温もりに安心して暮らしているが、端から見て、十条がどのように映っているかも大切なことです。

周辺の大学に通う学生も、駅周辺の商店を利用しているような状況ではない。

再開発事業などを通じた起爆剤となるものから、更に周囲の商店街に良い影響を広げていくことが大切だと思います。

-----閉会-----

【副部長】

本日は長い間ご審議いただき、ありがとうございました。

これにて終了とさせていただきます。